

(資料10)

スウェーデン社会省  
体外受精法改正草案

【Förslag till (Lag (1988:711) om befruktning utan för kroppen)】

総則規定 (Inledande bestämmelser)

第1条 この法律は、子の懐胎を目的として行なわれる体外受精手術に適用される。体外受精手術には体外受精手術を受ける者本人の卵子の外に、第三者から提供された卵子を使用することができる。

体外受精手術の許可 (Tillåten behandling)

第2条 体外受精手術は、体外受精手術を受ける者が婚姻中(gift,)または内縁関係(samo)にあり、且つ婚姻中の夫または内縁の夫がそのことについて書面による同意を与え、更にまた

1. 体外受精手術が体外受精手術を受ける者本人自身の卵子を使用して行なわれる場合には、婚姻中の夫、内縁の夫または夫以外の第三者の精子が使用され
2. 体外受精手術が第三者から提供された卵子を用いて行なわれる場合には、婚姻中の夫または内縁の夫の精子が使用される場合においてのみ、これを行うことができる。

第3条 体外において受精した受精卵の女の体内に挿入する場合、特別の事由がない限り、体外受精手術を受ける者は、満42歳を超えることができない。

卵子提供者 (Givare av ägg)

第4条 他人の受胎を助けるために卵子を提供することができる者は、自ら体外受精手術を受けることを目的として医療処置を受けている者でなければならない。その場合、他人に対して卵子を提供することのできる者は、成年に達し、且つ書面による提供の同意を与えていることが必要である。

受精卵の処分権 (Förfoganderätten till ett befruktat ägg)

第5条 受精卵の処分権は、体外受精手術を受ける者及びその夫または内縁の夫が共同してのみ、これを行行使することができる。

第6条 受精卵の国外搬出はこれを禁止する。

体外受精の管理 (Kontroll av behandling)

第7条 体外受精手術は、社会庁の許可(socialstyrelsens tillstånd)を得ている場合を除いて、公的資金をもって運営されている病院(offentligt finansierade sjukhus)以外、こ

れを行うことができない。

**第8条** 体外受精手術に使用される精子または卵子の提供者の選択は、体外受精を行う医師によって行なわれなければならない。その場合、精子または卵子提供者に関する個人情報を最低70年間、保存される特別のカルテに記録しておかなければならない。

#### インフォメーション(Information)

**第9条** 他人から提供された卵子または精子によって懐胎・出産した体外受精子本人は、相当の判断能力をもつ年齢に達したとき(Om Det har uppnått tilläcklig mognad)、体外受精手術を行った病院に保存されている特別カルテに記録されている卵子または精子提供者の個人情報を知ることができる。体外受精子本人から請求があった場合、社会福祉委員会(socialnämnden)は、卵子または精子提供者の個人情報の取得に協力しなければならない。

**第10条** 子の父性または母性に関する訴訟において、体外受精手術に関する情報を必要とする場合、裁判所からその請求があったとき、体外受精手術の責任者または体外受精手術に関する情報を保有している者は、その情報を提供しなければならない。

#### その他(Övrigt)

**第11条** 死亡した者から採取した精子または卵子、もしくは中絶胎児から採取した卵細胞(ägganlag från ett aborterat foster)は、子の懐胎を目的として、これを使用することができない。研究目的をもってのみ受精卵を作成してはならない。

#### 刑罰規定(Straffbestämmelse)

**第12条** 常習的に、または営業を目的として、第2条または第7条の規定に反して体外受精手術を行った者は、罰金または6ヶ月以下の懲役に処する。

本法の規定は00年00月00日から施行する。(Ds 2000:51)

以上(菱木昭八朗訳 00.10.15)

(資料 11)

## 体外受精法政府改正案

【Förslag till lag om ändring i lagen (1988:711) om befruktning utanför kroppen.】

(Prop. 2001/02:89) から

本法において、体外受精法[lagen (1988:711) om befruktning utanför kroppen]を次の如く改正する。

### 総則

第1条 本法の規定は、次の場合に適用される。

1. 人の体外において受精卵を作成する場合
2. 作成された受精卵を人の体内に挿入する場合

### 体外受精手術のための基本条件

第2条 卵子または精子の提供者は成年に達している者でなければならない。卵子または精子の提供者は、提供した卵子または精子が体外受精手術に使用されることについて、書面をもって同意を与えておかななければならない。卵子または精子の提供者は、提供した卵子または精子による受精が完成するまでは、何時でもその同意を取り消すことができる。

第3条 女の体内への受精卵の挿入は、体外受精手術を受ける者が婚姻または内縁関係にあり、且つ婚姻中の夫または内縁関係にある夫から書面による同意がある場合においてのみ、これを行うことができる。体外受精手術が体外受精手術を受ける本人以外の者の卵子を用いて行われる場合、その体外受精手術に使用される精子は、婚姻中の夫または内縁関係にある夫のものでなければならない。

### 体外受精手術の実施病院

第4条 社会庁の許可を得ない限り、配偶者間体外受精手術は、国公立病院以外の病院でこれを行うことができない。非配偶者間体外受精手術は医師の養成を目的とする大学と県議会との契約を通じて、医師養成のために医局を開放している病院においてのみ、これを行うことができる。

### 特別の審査

第5条 体外受精手術が体外受精手術を受ける者の婚姻中の夫または内縁関係にある夫以外の者から提供された精子をもって行われる場合、医師は体外受精手術を受ける者の夫婦または内縁関係当事者について、医学的、精神的または社会的観点からみて、体外受精手術を受けることの適否を検査しなければならない。体外受精手術は、その体外受精手術によって生まれてくる子が良好な家庭環境において成長することが予測できる場合においてのみ、これを行うことができる。

体外受精手術を受けようとする者がその手術を受けることを拒否された場合、体外受精手術を受けることを拒否された夫婦または内縁当事者は社会庁に対して異議の申し立てを行うことができる。

第6条 体外受精手術に際し、医師は体外受精手術に使用される精子または卵子を選定することができる。

死者から提供された卵子または精子は体外受精手術に使用することができない。

卵子または精子提供者の個人情報 は特別にカルテに記録し、70年間、保存しておかななければならない。

#### 非配偶者間体外受精子の自己の出自を知る権利

第7条 非配偶者間体外受精によって生まれてきた者は、その者が相当な判断力を有するようになったとき、実施病院の特別カルテに記録されている卵子または精子提供者の個人情報入手する権利を有する。

社会福祉委員会(socialnämnden)は、前項に規定されている体外受精手術によって懐胎したと信ずべき相当の事由があり、且つ本人から要求があった場合、体外受精手術実施病院の特別カルテに記録されている個人情報の収集に協力しなければならない。

#### 裁判所に対する資料提出義務

第8条 体外受精に生まれてきた子に対する父性または母性に関する訴訟事件において、体外受精手術に関する資料を必要とする場合、裁判所から関係資料の提出を命じられたとき、体外受精手術を行った病院は必要資料を裁判所に提出しなければならない。

#### 刑罰規定

第9条 常習的または営利を目的として、第3条または第4条の規定に反する行為を行った者は、罰金または最高6ヶ月以下の懲役に処する。

#### 異議の申し立て

第10条 第5条に規定する社会庁の決定に対して異議ある者は、普通行政裁判所に対して、異議の申し立てを行うことができる。但し、高等行政裁判所に対する控訴については控訴許可の審決を受けなければならない。

#### 規則制定権の授権

第11条 政府または政府の指定する行政機関は、体外受精手術を受ける者の生命、身体を保護するためその必要がある場合、体外受精及び受精卵の体内への挿入に関して、規則を定めることができる。

本法の規定は2003年1月1日から施行する。

(菱木昭八朗訳 2002.01.25)

(付属資料)

## 補助生殖子の自己の出自を知る権利

スウェーデン社会庁アンケート調査報告

SoS-rapport 2000:6

目次 Innehåll

序言 Förord

要約 Sammanfattning

はじめに Innledning

夫に不妊原因がある場合の治療方法としての非配偶者間人工授精

Givarinsemination - en metod för behandling av manlig infertilitet

法律と社会庁規則

Lagstiftningen och Socialstyrelsens föreskrifter

国連児童権利条約 FN:s barnkonvention

目的 Syfte

方法 Metod

アンケート研究 Enkätstudie

アンケートに対する回答者の対応 Synpunkter på utskick av enkäten

非配偶者間人工授精子の年齢別割合 Barnen fördelade efter ålder

結果 Resultat

アンケートに答えた親の状況 Föräldrarnas sammansättning

子どもに対して非配偶者間人工授精子であることを話した親 Föräldrar som berättat för barnet

回答に対する総括 Sammanfattning av svar på öppna frågor

親が子どもに対して出生の事実を教えた理由

親がある時点で子どもに非配偶者間人工授精子であることを教えた理由

子どもに対して非配偶者間人工授精子であることを教えてよかったと思っているか?

子どもは自分が非配偶者間人工授精子であることをどう思っているか?

子どもに対して非配偶者間人工授精子であることを教えた時誰かのアドバイスを受けたか?

子どもに対して出生の事実を話していない親 Föräldrar som inte berättat för barnet

子ども以外の者に話した親 Föräldrar som berättat för andra än barnet

非配偶者間人工授精手術を受けようとしている夫婦に対するアドバイス

Föräldrarnas råd till par som står inför givarinsemination

検討 Diskussion

結論 Slutsatser

付録 1 Bilaga 1 設問に対する親の回答例

付録 2 Bilaga 2 アンケート用紙の質問事項

非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利に関するアンケート調査  
(Frågeformulär till Er som fått barn efter givarinsemination.)

設問 1.

あなた方は何時、非配偶者間人工授精子をもちましたか。

(Vilket år fick Ni Ert barn efter givarinsemination?)

年 月 日

人工授精手術によって生まれてきた子の性

(A) 女の子

(B) 男の子

Flicka

Pojke

設問 2.

あなた方には、非配偶者間人工授精子のほかに子どもがおりましたか。

(Har Ni fått ytterligare barn efter givarinsemination?)

はい

いいえ

設問 3.

あなた方には、非配偶者間人工授精子のほかに子どもがおりますか。

(Har Ni därutöver ytterligare barn?)

養子がいる。

生年月日 \_\_\_\_\_

別に、実子がいる。

生年月日 \_\_\_\_\_

里子がいる。

生年月日 \_\_\_\_\_

配偶者の連れ子がいる。

生年月日 \_\_\_\_\_

いない Nej

設問 4.

あなた方どちらかが子どもに対して、非配偶者間人工授精によって生まれてきたということをお話しになったことがありますか。

(Har någon av Er föräldrar berättat för barnet att det kommit till efter givarinsemination?)

ある Ja

あると答えた方は設問 5 に移ってください。

(Om ja, fortsätt till fråga 5)

ない Nej

ないと答えた方はその理由をご記入下さい。

(Om nej, kommentera gärna)

記入欄 \_\_\_\_\_

設問 5.

あなた方のどちらが子どもに対してそのことをお話しになりましたか。

(Vem av Er har berättat?)

- 母親
- 父親
- 両親一緒に

設問 6.

子どもに対して、非配偶者間人工授精子であるということを教えることについて、あなた方の意見は一致していましたか。

(Var Ni övers om att berätta?)

- 一致していた。
- 一致していなかった。
- 忘れた。

子どもに対して出生の経緯を話したこと、または話さなかったことについて、その理由をご記入下さい。

(Kommentera gärna)

記入欄

---

---

設問 7.

最初に、子どもに対して、非配偶者間人工授精によって生まれてきたことをお話しになりましたのは子どもが何才の時でしたか。

(Hur gammalt var barnet när första gången berättade hur kommit till?)

記入欄

---

---

設問 8.

子どもに対して、非配偶者間人工授精子であるということをお話しするために、事前にどのような準備を為されましたか。

(Vad gjorde att Ni talade med barnet just då?)

記入欄

---

---

その結果、どういうことになりましたか、ご記入下さい。

(Berätta gärna hur det gick till)

記入欄

---

---

---

**設問 9.**

あなた方は子どもが非配偶者間人工授精によって生まれてきたということを何回位、子どもにお話しになりましたか。

(Hur många gånger har ni talat med barnet om dess tillkomst?)

- 数回  
 何度もある

**設問 10.**

あなた方は子どもから、どのような経緯をもって生まれてきたかということを開かれたことがありますか。

(Har barnet återkommit till frågan om hur det kommit till ?)

- ある  
 ない

開かれたことがあると答えた方にお尋ねします。その場合、どのような形で聞かれましたか。

(Om ja, på vilket sätt?)

記入欄

---

**設問 11.**

あなた方は子どもから精子提供者のことについて、何か尋ねられたことがありますか。

(Har barnet frågat något om spermagivaren?)

- はい  
 いいえ

**設問 12.**

あなた方は、子どもに対して、子どもが非配偶者間人工授精によって生まれてきたということを話してよかったと思いますか。

(Tycker Ni att det har varit bra för barnet att Ni talat om hur det kommit till?)

- はい  
 いいえ  
 どちらともいいない。

この点について何かコメントすることがありましたらご記入下さい。

(Kommentera gärna)

記入欄

---

**設問 13.**



あなた方が子どもに対して、子どもが非配偶者間人工授精に生まれてきたということをお話したとき、何等かのアドバイスがあったらよかったですか。

(Har Ni känt behov av att få hjälp med att tala med barnet om hur det kommit till?)

- はい
- いいえ

アドバイスを受けた方にお尋ねします。アドバイスを受けたとき、どのようなアドバイスを受けたか。

(Om ja, har ni fått någon hjälp med att tala med barnet?)

- 必要としたすべてのことについてアドバイスを受けることができました。  
(Ja, all hjälp vi behövde)
- アドバイスを受けることができましたが、必ずしも満足するものではありませんでした。  
(Ja, men inte tillräcklig)
- 何もアドバイスを受けることができませんでした。  
(Nej, ingen hjälp)

もし、あなた方が誰からかアドバイスを受けていた場合、誰から（例えば、クラトール、医師、近親者）アドバイスを受けたか。ご記入下さい。

(Om Ni har fått hjälp, vem har Ni fått hjälp av (e. ex. kurator, läkare eller någon närstående person))

記入欄

---

---

あなた方がアドバイスを受けていなかった場合、または必ずしも満足するアドバイスが受けていなかった場合、あなた方はどのようなアドバイスを受けたらよかったですか。

(Om ni inte har fått någon eller otillräcklig hjälp, vad hade Ni önskat för hjälp?)

記入欄

---

---

#### 設問 14.

あなた方は、子ども以外の者に対して、子どもが非配偶者間人工授精によって生まれてきた子どもであるということをお話したことがありますか。

(Har Ni berättat om givarinseminationen för någon annan än barnet (t. ex. egna föräldrar, andra släktingar, vänner)?)

- 話したことがある
- 話したことがない

話したことがあると答えた方は、誰に対して、そのことをお話ししましたか。

記入欄

---

---

設問 15.

あなた方以外の者が、あなた方の子どもに対して、その子どもが非配偶者間人工授精によって生まれてきた子であるということをお話したことがあると思いますか。

(Har någon annan berättat för Ert barn om hur det kommit till?)

- あると思う Ja  
 ないと思う Nej

もし、誰かが子どもに対して非配偶者間人工授精子であることを話していると思った場合、誰がそのことを子どもに教えたと思われましたか。ご記入下さい。

(Om ja, vem har berättat för?)

記入欄

---

あなた方以外の誰かが、子どもに対してそのことをお話ししている場合、そのことについて事前にあなた方からの同意を得ていましたか。

(Skedde det med Ert samtycke?)

- 同意を得ていた。  
 同意を得ていない。

この点について、なにかコメントすることがありましたらご記入下さい。

(Kommentera gärna)

記入欄

---

設問 16.

非配偶者間人工授精子が生まれた後、あなた方はその子どもと一緒に生活しておりますか。

(Bor Ni som fick barnet efter givarinsemination tillsammans idag?)

- 一緒に生活している。Ja  
 一緒に生活していない。Nej

設問 17.

もし、誰か非配偶者間人工授精によって子どもを産みたいと思っている者がいたとしたら、あなた方はどのようなアドバイスをしたいと思いますか。

(Vilka råd skulle Ni vilja ge andra föräldrar får barn efter givarinsemination?)

記入欄

---

以上

ご協力、有難うございました。Varmt tack för Ert samarbete!